

○中国地方整備局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県鳥取市福部町細川字上屋敷、字上屋敷上エ、字高浜、字日比中谷、字日比中谷上エ、字中瀬、字鍋岩、字野竹、字下江尻、字上江尻、字青崎、字西沢及び字亀井並びに福部町海土字蛇持地内
- 2 使用の部分 鳥取県鳥取市福部町細川字西沢、字鍋岩及び字亀井地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市福部町細川地内の一般国道9号如来橋付近から細川観測局付近までの延長1,257mの区間及び同市福部町細川地内の箭溪川との合流点から同町海土地内までの延長192mの支川背水区間（以下「本件区間」という。）における「二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される国道、県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道、同条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川塩見川水系塩見川（以下「塩見川」という。）は、河川法第5条に規定する二級河川であり、同法第10条第1項の規定に基づき鳥取県知事が河川管理者であることなどから、起業者である鳥取県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有す

ると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

塩見川は、その源を鳥取県岩美郡岩美町唐川湿原に発し、蔵見川、箭溪川、江川等の支川を合わせ、鳥取砂丘に沿って流れながら日本海に注ぐ、幹川流路延長10.8 km、流域面積32.7km<sup>2</sup>の河川である。

塩見川の流域は、鳥取県東部地域の拠点都市である鳥取市の東側に位置し、特に下流域の福部平野には、鳥取市福部町総合支所、郵便局及び小・中学校などの公共施設が立ち並ぶ市街地を形成しているほか、塩見川と交差している国道9号や流域を縦断しているJR山陰本線が交通幹線として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間の現況流下能力は、「塩見川水系河川整備計画」（平成20年4月策定。以下「整備計画」という。）における基準地点細川の計画高水流量280m<sup>3</sup>/秒に対して10%～30%程度しか確保されていない状況にある。

このため、豪雨や台風の際には頻繁に洪水にみまわれ、中でも、過去最大被害となった昭和51年9月に発生した台風17号では、床上浸水家屋33戸、床下浸水家屋38戸、浸水面積146haの被害が発生し、近年においても平成10年、平成12年、平成16年及び平成18年と浸水被害が多発している状況にある。

このような状況に対処するため、順次改修工事を進めており、河口から鳥取市福部町細川地内までの775mの区間などについては、既に改修工事が完了している。

本件事業は、家屋の浸水被害を軽減することを目的として、引堤により川幅を拡幅し、高水敷及び築堤の整備を行うものである。本件事業の完成により、本件区間において、整備計画に定める計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、治水安全度を高めることで浸水被害の軽減が図られ、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で自然環境等への影響について現地調査や既存文献を基に検討を行ったところ、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、塩見川流域の家屋の浸水被害を軽減することを目的として、引堤及び堤防の嵩上げなどを行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本体事業の河道法線の決定にあたっては、一般国道9号如来橋付近の未改修区間（延長約345m）については、既に改修工事が完了している上下流の区間との河道法線の整合を図り、沿川の右岸側の集落を避ける形で、左岸側に迫り出した丘陵地の掘削により河積の拡大を図るものであり、最も合理的な方法といえる。次に、箭溪川合流点より上流区間（延長約700m）については、既に改修工事が完了している下流区間との河道法線の整合を図り、終点部において左岸側の住家連坦部を避けることを基準とし、河道シフト案（以下「申請案」という。）と現河道拡幅案について検討が行われている。2案を比較すると、申請案は、用地取得面積が大きいものの、県道付替工事に係る迂回路の設置に伴う長期間の借地が不要であることなどから周辺地域への土地利用に与える影響は小さい。また、河道拡幅等の工事については出水期・非出水期にかかわらず施工可能であることから、工事施行期間が短くなるなど工事の施工性に優れ、事業費も廉価であることなどから、申請案は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的な計画であると認められる。さらに、本体事業の施行に伴う国道、県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、塩見川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、塩見川流域の鳥取市福部町内の関係地区長などから本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県鳥取市役所及び鳥取市役所福部町総合支所